

河川工作物 A P 会議設置要綱の改正について

改正理由: 現在、河川工作物AP会議では、当初改良が適当とされた5河川13基の河川工作物以外の河川工作物の取扱について検討を始めているが、現行の要綱では当初改良予定の13基以外は検討ができないこととなっているため。

○要 綱(現行)

知床世界自然遺産地域科学委員会の河川工作物ワーキンググループにおいて、改良が適当と判断された知床世界自然遺産地域内のダム等については、河川工作物の設置者(北海道森林管理局、北海道、斜里町)によって順次改良が進められるとともに、サケ科魚類の遡上モニタリング等が行われてきている。

当アドバイザー会議は、これらの改良工事及びモニタリングについて、工事に関する技術的助言及び適正なモニタリング評価実施のための科学的視点からの助言を受けることを目的として開催するもの。

○改 正

知床世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）設置要綱第4条第4項に基づき、以下の目的のために河川工作物アドバイザー会議を設置する。

- (1) サケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災機能の確保についての科学委員会における検討結果を踏まえて、知床世界自然遺産地域管理計画に基づいて改良を実施した河川工作物において、改良効果のモニタリング調査、サケ科魚類の遡上・産卵状況等の把握及び改良効果の検証を、河川工作物を管理する行政機関が行うに際して、科学的視点から技術的な助言を得ること
- (2) 他の河川工作物を含めて、設置目的の変化等を踏まえ、河川工作物を管理する行政機関が必要に応じてその改良について改めて検討を加える際に、サケ科魚類の遡上に及ぼす影響と防災機能の確保についての科学委員会における検討に資するよう科学的視点から技術的な助言を得ること